

日本農林規格(案)

JAS
XXXX : 20XX

ベジタリアン又はヴィーガンに適した加工食品

Processed foods suitable for vegetarians or vegans

1 適用範囲

この規格は、ベジタリアン~~〔菜食主義者~~（卵及び乳製品を摂食するベジタリアン、卵を摂食するベジタリアン並びに乳製品を摂食するベジタリアンを含む。）~~〕~~又はヴィーガン~~〔完全菜食主義者~~）に適した加工食品について規定する。なお、この規格は、人の健康、地球環境保全、社会経済的配慮（フェアトレード、アニマルウェルフェア等）及び宗教的信条に基づいた要求事項を規定しているものではないが、これらに関係する加工食品を適用範囲外とするものではない。

2 引用規格

この規格には、引用規格はない。

3 用語及び定義

この規格で用いる主な用語及び定義は、次による。

3.1

製造業者等

ベジタリアン又はヴィーガンに適した加工食品の製造又は加工（調整及び選別を含む。）を業とする者及びその業務を委託された者

3.2

1 次原料

製造業者等が直接使用する原材料及び添加物

3.3

2 次原料

1 次原料を製造する事業者が直接使用する原材料及び添加物

4 ベジタリアン又はヴィーガンに適した加工食品に関する基準

4.1 一般

ベジタリアン又はヴィーガンに適した加工食品は、4.2～4.5 のいずれかの基準を満たさなければならない。

4.2 卵及び乳製品を摂食するベジタリアンに適した加工食品

卵及び乳製品を摂食するベジタリアンに適した加工食品の基準は、次による。

- a) ~~1次原料として次のものを除く動物由来の1次原料及び2次原料(2次原料において動物の骨炭及び甲殻類から得られるキトサン以外の加工助剤を除く。)原材料¹⁾及び添加物²⁾を用いてはならない。ただし、1次原料及び2次原料に限らず、いかなる段階における原材料及び添加物について、動物由来であることが当該原材料及び添加物の名称等から容易に判断される場合にあつては、次のものを除く当該原材料及び添加物を用いてはならない。また、2次原料として次のものを除く動物由来の原材料及び添加物(加工助剤を除く。)並びに加工助剤である動物の骨炭及び甲殻類から得られるキトサン³⁾が使用された1次原料を用いてはならない。なお、動物由来であるかどうかは、当該原材料又は添加物の名称から判断する。~~
- ~~注¹⁾—動物由来の原材料には、ゼラチン、カツオ出汁等が含まれる。~~
- ~~注²⁾—動物の骨炭及び甲殻類から得られるキトサンは、砂糖の製造工程中で使用される場合がある。~~
- 1) 動物の卵又はその加工食品
 - 2) 動物の乳又はその加工食品
 - 3) 蜂蜜又は蜜蜂製品(蜜ろう、プロポリス等)
 - 4) ラノリンを含む羊毛脂
 - 5) 1)~4)の成分又はその派生物
- b) ~~義務的かつ規制上の要求事項がある場合を除き、~~卵及び乳製品を摂食するベジタリアンに適した加工食品に関するいかなる動物試験も製造業者等によって実施されてはならない。

4.3 卵を摂食するベジタリアンに適した加工食品

卵を摂食するベジタリアンに適した加工食品の基準は、次による。

- a) ~~1次原料として次のものを除く動物由来の1次原料及び2次原料(2次原料において動物の骨炭及び甲殻類から得られるキトサン以外の加工助剤を除く。)原材料¹⁾及び添加物²⁾を用いてはならない。ただし、1次原料及び2次原料に限らず、いかなる段階における原材料及び添加物について、動物由来であることが当該原材料及び添加物の名称等から容易に判断される場合にあつては、次のものを除く当該原材料及び添加物を用いてはならない。また、2次原料として次のものを除く動物由来の原材料及び添加物(加工助剤を除く。)並びに加工助剤である動物の骨炭及び甲殻類から得られるキトサン³⁾が使用された1次原料を用いてはならない。なお、動物由来であるかどうかは、当該原材料又は添加物の名称から判断する。~~
- ~~注¹⁾及び注²⁾—4.2の注¹⁾及び注²⁾を参照。~~
- 1) 動物の卵又はその加工食品
 - 2) 蜂蜜又は蜜蜂製品(蜜ろう、プロポリス等)
 - 3) ラノリンを含む羊毛脂
 - 4) 1)~3)の成分又はその派生物
- b) ~~義務的かつ規制上の要求事項がある場合を除き、~~卵を摂食するベジタリアンに適した加工食品に関するいかなる動物試験も製造業者等によって実施されてはならない。

4.4 乳製品を摂食するベジタリアンに適した加工食品

乳製品を摂食するベジタリアンに適した加工食品の基準は、次による。

- a) ~~1次原料として次のものを除く動物由来の1次原料及び2次原料(2次原料において動物の骨炭及び甲殻類から得られるキトサン以外の加工助剤を除く。)原材料¹⁾及び添加物²⁾を用いてはならない。ただし、1次原料及び2次原料に限らず、いかなる段階における原材料及び添加物について、動物由来であることが当該原材料及び添加物の名称等から容易に判断される場合にあつては、次のものを除く当該原材料及び添加物を用いてはならない。また、2次原料として次のものを除く動物由来の原材料及び添加物(加工助剤を除く。)並びに加工助剤である動物の骨炭及び甲殻類から得られるキトサン³⁾が使用された1次原料を用いてはならない。なお、動物由来であるかどうかは、当該原材料又は添加物の名称から判断する。~~
- ~~注¹⁾及び注²⁾—4.2の注¹⁾及び注²⁾を参照。~~
- 1) 動物の乳又はその加工食品
 - 2) 蜂蜜又は蜜蜂製品(蜜ろう、プロポリス等)

- 3) ラノリンを含む羊毛脂
- 4) 1)~3)の成分又はその派生物
- b) ~~義務的かつ規制上の要求事項がある場合を除き、~~乳製品を摂食するベジタリアンに適した加工食品に関するいかなる動物試験も製造業者等によって実施されてはならない。

4.5 ヴィーガンに適した加工食品

ヴィーガンに適した加工食品の基準は、次による。

- a) ~~1次原料として動物由来の 1 次原料及び 2 次原料（2 次原料において動物の骨炭及び甲殻類から得られるキトサン以外の加工助剤を除く。）原材料¹⁾及び添加物を用いてはならない。ただし、1 次原料及び 2 次原料に限らず、いかなる段階における原材料及び添加物について、動物由来であることが当該原材料及び添加物の名称等から容易に判断される場合にあつては、当該原材料及び添加物を用いてはならない。また、2 次原料として動物由来の原材料及び添加物（加工助剤を除く。）並びに加工助剤である動物の骨炭及び甲殻類から得られるキトサン²⁾が使用された 1 次原料を用いてはならない。なお、動物由来であるかどうかは、当該原材料又は添加物の名称から判断する。~~
~~注¹⁾及び注²⁾—4.2 の注¹⁾及び注²⁾を参照。~~
- b) ~~義務的かつ規制上の要求事項がある場合を除き、~~ヴィーガンに適した加工食品に関するいかなる動物試験も製造業者等によって実施されてはならない。

5 ベジタリアン又はヴィーガンに適した加工食品の生産行程管理に関する基準

5.1 一般

ベジタリアン又はヴィーガンに適した加工食品の生産行程管理は、次の基準を満たさなければならない。

5.2 1 次原料の受入れ及び保管

5.2.1 卵及び乳製品を摂食するベジタリアンに適した加工食品の 1 次原料の受入れ及び保管

調達した 1 次原料の受入れ時に、4.2 a) を満たしていることの根拠を入手し、4.2 a) を満たしていない原材料及び添加物と混合しないよう区分して管理されなければならない。

5.2.2 卵を摂食するベジタリアンに適した加工食品の 1 次原料の受入れ及び保管

調達した 1 次原料の受入れ時に、4.3 a) を満たしていることの根拠を入手し、4.3 a) を満たしていない原材料及び添加物と混合しないよう区分して管理されなければならない。

5.2.3 乳製品を摂食するベジタリアンに適した加工食品の 1 次原料の受入れ及び保管

調達した 1 次原料の受入れ時に、4.4 a) を満たしていることの根拠を入手し、4.4 a) を満たしていない原材料及び添加物と混合しないよう区分して管理されなければならない。

5.2.4 ヴィーガンに適した加工食品の 1 次原料の受入れ及び保管

調達した 1 次原料の受入れ時に、4.5 a) を満たしていることの根拠を入手し、4.5 a) を満たしていない原材料及び添加物と混合しないよう区分して管理されなければならない。

5.3 製造

5.3.1 卵及び乳製品を摂食するベジタリアンに適した加工食品の製造

卵及び乳製品を摂食するベジタリアンに適した加工食品の製造の基準は、次による。

- a) 卵及び乳製品を摂食するベジタリアンに適さない原材料及び添加物の意図せざる混入を防止するため、適切な予防処置が講じられていなければならない。
- b) 卵及び乳製品を摂食するベジタリアンに適さない原材料又はこれを使用した加工食品を揚げた油が使用されているではない。
- c) 卵及び乳製品を摂食するベジタリアンに適した加工食品の製造ラインが、卵及び乳製品を摂食するベジタリアンに適さない加工食品の製造と共用である場合は、卵及び乳製品を摂食するベジタリアンに適した加工食品の製造開始前に十分な洗浄が行われていなければならない。これは、関連する機械、機器、用具及び原材料が接触するあらゆる表面にも適用される。

5.3.2 卵を摂食するベジタリアンに適した加工食品の製造

卵を摂食するベジタリアンに適した加工食品の製造の基準は、次による。

- a) 卵を摂食するベジタリアンに適さない原材料及び添加物の意図せざる混入を防止するため、適切な予防処置が講じられていなければならない。
- b) 卵を摂食するベジタリアンに適さない原材料又はこれを使用した加工食品を揚げた油が使用されているではない。
- c) 卵を摂食するベジタリアンに適した加工食品の製造ラインが、卵を摂食するベジタリアンに適さない加工食品の製造と共用である場合は、卵を摂食するベジタリアンに適した加工食品の製造開始前に十分な洗浄が行われていなければならない。これは、関連する機械、機器、用具及び原材料が接触するあらゆる表面にも適用される。

5.3.3 乳製品を摂食するベジタリアンに適した加工食品の製造

乳製品を摂食するベジタリアンに適した加工食品の製造の基準は、次による。

- a) 乳製品を摂食するベジタリアンに適さない原材料及び添加物の意図せざる混入を防止するため、適切な予防処置が講じられていなければならない。
- b) 乳製品を摂食するベジタリアンに適さない原材料又はこれを使用した加工食品を揚げた油が使用されているではない。
- c) 乳製品を摂食するベジタリアンに適した加工食品の製造ラインが、乳製品を摂食するベジタリアンに適さない加工食品の製造と共用である場合は、乳製品を摂食するベジタリアンに適した加工食品の製造開始前に十分な洗浄が行われていなければならない。これは、関連する機械、機器、用具及び原材料が接触するあらゆる表面にも適用される。

5.3.4 ヴィーガンに適した加工食品の製造

ヴィーガンに適した加工食品の製造の基準は、次による。

- a) ヴィーガンに適さない原材料及び添加物の意図せざる混入を防止するため、適切な予防処置が講じられていなければならない。
- b) ヴィーガンに適さない原材料又はこれを使用した加工食品を揚げた油が使用されているではない。
- c) ヴィーガンに適した加工食品の製造ラインが、ヴィーガンに適さない加工食品の製造と共用である場合は、ヴィーガンに適した加工食品の製造開始前に十分な洗浄が行われていなければならない。これは、関連する機械、機器、用具及び原材料が接触するあらゆる表面にも適用される。

6 表示

表示の基準は、次による。

- a) 加工食品の容器包装に“卵・乳製品摂食ベジタリアン”，“卵摂食ベジタリアン”，“乳製品摂食ベジタリアン”，これらの3タイプをまとめた“ベジタリアン”若しくは“ヴィーガン”又はこれらに類似する意味の用語を表示する場合は、**箇条4**及び**箇条5**の該当する要求事項を満たさなければならない。
- b) 卵及び乳製品を摂食するベジタリアン，卵を摂食するベジタリアン，乳製品を摂食するベジタリアン又はヴィーガンに適さない原材料及び添加物の意図せざる混入の可能性がある場合であっても，適切な予防処置が講じられた場合には，加工食品に“卵・乳製品摂食ベジタリアン”，“卵摂食ベジタリアン”，“乳製品摂食ベジタリアン”，これらの3タイプをまとめた“ベジタリアン”若しくは“ヴィーガン”又はこれらに類似する意味の用語を表示してよい。
- c) 卵及び乳製品を摂食するベジタリアン，卵を摂食するベジタリアン，乳製品を摂食するベジタリアン又はヴィーガンに適さない原材料及び添加物の意図せざる混入の可能性に基づくアレルギーの注意喚起を表示する場合であっても，加工食品に，“卵・乳製品摂食ベジタリアン”，“卵摂食ベジタリアン”，“乳製品摂食ベジタリアン”，これらの3タイプをまとめた“ベジタリアン”若しくは“ヴィーガン”又はこれらに類似する意味の用語を表示してよい。
- d) “卵・乳製品摂食ベジタリアン”，“卵摂食ベジタリアン”，“乳製品摂食ベジタリアン”，これらの3タイプをまとめた“ベジタリアン”若しくは“ヴィーガン”又はこれらに類似する意味の用語を表示する場合は，動物由来の類似の加工食品との区別を容易にするため，加工食品の商品名と同じ視野に入るように表示しなければならない。